

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

1 件名

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正

2 対象品名

43GHz 帯ホーム画像伝送システム及び 43GHz 帯列車無線通信システムの無線設備

3 趣旨及び目的

鉄道事業の合理化のため、ワンマン運転の導入が検討されている。ワンマン運転では、運転士がホーム全体の状況をカメラ等でリアルタイムに確認する必要があるため、ホーム画像伝送システムが求められている。

また、鉄道の安全対策の強化のため、電車内の映像や走行中の地上・車上設備の検測情報等を地上側と車両側でやり取りすることが求められており、大容量の無線通信システムが必要とされている。

これらのシステムに関する設備は今後、設置数の大幅な増加が見込まれ、それに伴ってシステム間の干渉も増加することが懸念されていることから、干渉を防止するために必要な技術基準を定める制度改正を実施するもの。

4 施行予定日

令和7年12月

5 意見提出先

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-5895

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間